

東京都 都知事殿

拝啓 いかなる団体とも無縁な、国思う 1 人の研究者として一筆申し上げます。報道により、平成 19 年 3 月の日比谷公園の使用許可に際し、東京都殿が、一旦、施設の使用許可を取り下げられた件に対し、在日本朝鮮人総連合会（朝鮮総連）側が、精神的苦痛を受けたとして、東京都殿に約 360 万円の損害賠償を求めた訴訟について、東京地裁での判決が 24 日にあり、同判決で、「須藤典明裁判長は「右翼団体の抗議を回避しようとし、十分な検討を経ずに取り消したのは違法」とし、都に約 70 万円の支払いを命じた」（時事通信 3 月 24 日付）との旨を知りました。

東京都にとっては、謂われの無い判決と拝見し、ここに意見書を申し上げる次第です。そもそも、朝鮮総連は、日本人拉致事件へのさまざまな関与が指摘されており、実質的な金正日政権直下の対日工作組織と指摘できます。日本人拉致はテロ行為であり、テロ行為に関与・加担する集団に、わが国の公共施設を貸与する筋合いにはありません。訴状には、「精神的苦痛を受けた」とあるようですが、斯様な提訴する道義的な権利は朝鮮総連に存在しないはずで、むしろ、精神的苦痛を受けているのは拉致被害者ならびに家族であり、ひいては、心ある日本国民です。

北朝鮮による拉致事件が未解決であり、さらに、この日本がミサイルの脅威に晒されている現下において、日本国民である都民の血税から「70 万円」を支払え、とする地裁判決も理不尽に他なりません。また、こうした前例を設けてしまえば、今後の、他の道府県の対応にも影響をおよぼしかねません。まして、拉致被害者が存在する東京都殿におかれては、肅然と控訴いただき、北朝鮮の恫喝に屈しない、毅然とした日本の姿を、東京都から示されることをお願いし、以上、意見書を申し上げます。謹白

平成 21 年 3 月 26 日

文・島津 義広